

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県こどもみらい館
指定管理者	公益財団法人 富山県民福祉公園
指定管理期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
評価対象年度	平成29年度、平成30年度
所管課	富山県厚生部子ども支援課

評価年月：令和元年11月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.3
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.5
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力 指定管理者の人的構成	指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基盤を維持しているか	2.5
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
		職員の指導育成、研修体制は十分か	2.5
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> こどもみらい館の設置目的に従い、魅力ある企画事業、集団活動、動機付けとなる展示、太閤山ランドとの共同事業等、常に状況を把握しながら取り組んでいる。 利用者動向の分析を行い、サービス向上・健全育成活動の推進に努めている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数が減少傾向にある。各エリアの持長のよさの発信などリピーターの増加に今後も取り組んでほしい。 今後も県民に愛される遊びの開発、それを支える人材の育成に取り組んでほしい。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	運営委員会など、年間1回以上、現地確認をおこなっている。
指定管理者との連携状況は適切か	施設の修繕や備品の購入等、管理運営全般に関し、指定管理者から県所管課に随時協議・報告などが行われており、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	実績報告書により確認を行っている。